

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付：令和4年1月18日

2. 認定事業適応事業者の名称
日本ビルコン株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

気候変動問題への対応を成長の機会ととらえ、弊社においてもこうした流れに対応し、企業としての社会的な価値を高めて行くために、事業を行う拠点から排出されるCO₂を減少させていきます。また、サービスを提供しているお客様へ省エネやCO₂排出削減の提案を行っていきます。

このような事業活動を通じて、弊社を含む利害関係者と共に地球温暖化の社会課題を解決していくことに貢献し、付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていくことを目標とします。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標
炭素生産性を14.2%向上させることを目標とします。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2024年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とします。

(4) 事業適応の類型

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

その他の事業サービス業（92）

計画の対象となる事業は、空調設備保守・サービスです。

事業所では、空調機の組立、カスタマイズ及びメンテナンス作業を行っています。

(6) 事業適応の具体的内容

計画初年度では、事業拠点の平井テクニカルセンターで使用している空調機をGHP（ガスエネルギーヒートポンプエアコン）の高効率空調機に更新します。GHPの高効率空調機は、CO₂排出量が比較的少ないガスを中心として電気とのハイブリッドにて使用するため、従来のものより省エネ性能が優れています。そのため、電力消費に伴うCO₂排出量を減少させてい

くことが可能であり、炭素生産性を向上させていくことが期待されます。

同様に、新設する2つの事業所（東日本テクニカルセンター・宇都宮サービスセンター）についても同様のGHPの高効率空調機の導入を行い、事業規模全体で炭素生産性を向上させていただきます。

これにより2024年度までに炭素生産性を14.2%向上させます。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期2022年4月、終了時期2025年3月